肈

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

発行

平成二十五年十二月六日

平成25年12月6日 第2503号 岐 報 阜 県 公 (794)安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 岐阜県告示第五百四十八号 Ξ 治山課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。 安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保 水源の流養 指定の目的 中津川市坂下字二股四二五〇の一 保安林予定森林の所在場所 平成二十五年十二月六日 3 2 1 指定施業要件 関市洞戸高賀字添又一三四五の一 保安林予定森林の所在場所 平成二十五年十二月六日 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 次の森林については、主伐は、択伐による 字添又一三四五の一(次の図に示す部分に限る。) 岐阜県知事 岐阜県知事 古 古 田 田 = Ξ 安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 岐阜県告示第五百四十九号 に備え置いて縦覧に供する。) 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保 指定施業要件 指定の目的 指定施業要件 保安林予定森林の所在場所 平成二十五年十二月六日 中津川市加子母字上八田ンボ四〇〇一の一、四〇〇三の一、四〇〇三の二 土砂の流出の防備 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所 土砂の流出の防備 立木の伐採の方法 立木の伐採の方法 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 次のとおりとする。 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。 主伐は、択伐による。 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 岐阜県知事 古 田

土砂の流出の防備

平成25年12月6日 (795)

> に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、 省略し、 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所

岐阜県告示第五百五十号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

指定の目的 中津川市加子母字渡合三四二三の二八一、三五八四

Ξ 指定施業要件

(-)立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(=)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所

に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十一号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古

田

保安林予定森林の所在場所

中津川市加子母字平田二八三一の二五、二八三一の二六

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

「次のとおり」は、省略し、 次のとおりとする。

に備え置いて縦覧に供する。) その関係書類を岐阜県林政部治山課及び中津川市役所

岐阜県告示第五百五十二号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

指定の目的

恵那市長島町久須見字日焼六六六の二の三、六七〇の一

=

土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

指定の目的

土砂の流出の防備

保安林予定森林の所在場所

恵那市明智町横通字ヤサガイトーニー五の二、一二一五の四

Ξ 指定施業要件 立木の伐採の方法

2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 主伐は、択伐による。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、 次のとおりとする。 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百五十四号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(796)

3

(=)次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に

岐阜県告示第五百五十三号

備え置いて縦覧に供する。

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田

(=)

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び恵那市役所に

岐阜県告示第五百五十五号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田

四の二、四〇七七、四〇七八、四一一六、四一一七の一、四一一七の三 四〇七二の一、四〇七二の二、四〇七三の一、四〇七三の二、四〇七四の一、四〇七 郡上市八幡町小那比字西神奈良四〇五六、四〇五八、四〇六八から四〇七一まで、

二 指定の目的

土砂の流出の防備

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

恵那市上矢作町漆原字井沢四四五の一、五七一の六一から五七一の六三まで

= 指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

次のとおりとする。

備え置いて縦覧に供する。)

保安林予定森林の所在場所

立木の伐採の方法

指定施業要件

主伐は、択伐による

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十六号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十五年十二月六日

指定の目的

保安林予定森林の所在場所

郡上市大和町剣字矢田平二〇四八の一

指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

土砂の流出の防備

古 田

岐阜県知事

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第五百五十八号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

保安林予定森林の所在場所

(797)

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に

(=)

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

岐阜県知事 古 田

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百五十七号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事

古

田

保安林予定森林の所在場所 郡上市大和町大間見字江島五九七の二

指定の目的

Ξ 土砂の流出の防備

指定施業要件 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び郡上市役所に 次のとおりとする。

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 平成二十五年十二月六日

第2503号

分に限る。)、五六六の二、五六六の三 下呂市馬瀬中切字淵尻四七八の一、字樽ケ洞五六四、五六六の一(次の図に示す部

二指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

- 立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。
- 3 2 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 治山課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十五年十二月六日

岐阜県告示第五百五十九号

岐阜県知事

古 田

保安林予定森林の所在場所 揖斐郡揖斐川町春日川合字山之神四一七二の八、四一七二の一一

指定の目的 土砂の流出の防備

Ξ 指定施業要件

立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。

立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場

に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田

保安林予定森林の所在場所

揖斐郡揖斐川町春日六合字野原三二八二の二、三二八三の四

指定の目的

=

水源の涵養

- 指定施業要件
- 立木の伐採の方法
- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る
- 間伐に係る森林は、 次のとおりとする。
- (=)立木の伐採の限度

次のとおりとする。

「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び揖斐川町役場

に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十一号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保 同法第三十条の規定により告示する。

田

Ξ

まで、三〇の一、三〇の六、三〇の八

加茂郡白川町三川字上海戸五の一、五の三、一三、一四、一六の一、一七から二三

保安林予定森林の所在場所

治山課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第五百六十四号

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第二十九条の規定により、次の森林を保

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田

二指定の目的 指定施業要件 土砂の流出の防備 立木の伐採の方法 主伐は、択伐による。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

次のとおりとする。

岐

2

備え置いて縦覧に供する。 (「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を岐阜県林政部治山課及び白川町役場に

岐阜県告示第五百六十五号

次のように変更したので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田

県道

神池

戸田 線

同

六二九番地先まで郡同 町同 字同

後

| | | |

河原六二七番一地先から揖斐郡池田町下東野字下

前

◇0

岐阜県告示第五百六十七号

道路法

(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、道路の区域を

〇番三地先から中津川市上野字丸根五三 〇番三地先まで 同 市同 字同 七番三地先から中津川市上野字丸根四九 番一一地先までである。 五三 誓 前 後 前 後 宗 <u>李</u> 李 ₩ ₹ ₹ 0 章 季 五 二 **豐了** iiii)• () 三量()• () 兲 0 **兲**○

岐阜県告示第五百六十六号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維

岐阜県告示第五百六十八号

平成二十五年十二月六日

岐

類の道 種路

路 線

名

X

閰

別前変区 後更域

ル (員敷 (メー の ト 幅

で、メート・ 延

> 備 考

長

岐阜県知事 古 田

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田

類の道 種路
路線名
区間
ル (延) メー ト長
の 併用開始
ほ示変決(備 か年更定区)月の又域 日告はの考

次のように変更したので告示する。

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事

古

田

県道		類の道 種路
白	下	路
) 	呂泉	線 名
で		区間
後	前	別前変区 後更域
10.	 	ル (メート ト
八 八 五	八八 • 五	ル (メート 長
		備
		考

•	
•	
-	
-	
•	
-	
3	
-	
-	
•	
-	
ı	
ı	
-	
ø	
1	
4	
٠	
1	
ì	
ı	
ï	
Į	
ī	
ı	
1	
L	
֖֖֖֖֖֖֖֖֖֖֡֝֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜֜	
•	
:	
į	
d	
4	
J	
2	
ì	
ł	
í	
4	
i	

類の道 種路

路

線 名

X

閰

ル₍延 イ

の

期

日

ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考

ト長

供用開始

県道

古中之元線

二同

一 九郡 番同

|地先まで

汽・0

臺平 葶^成

등平 亭成 兲

内一一四七番三地先から揖斐郡大野町大字寺内字村ノ

類の道 種路

路

線

名

X

岐

岐阜県告示第五百七十号

用を開始するので告示する。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、

次の道路の供

持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事

古

田

なお、その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維

岐阜県告示第五百六十九号

用を開始するので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の道路の供

県道

神池

戸田 線

六同

二九番地先まで 郡同 町同

字同

☆ ○

臺平 ≕成 ≕

듩平 言<mark>成</mark>

六

~

六二七番一地先から揖斐郡池田町下東野字下河原

持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成二十五年十二月六日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田

間	
ル ₍ 延 (メ ト長	
の期日	
ほ示変決 (備 か年更定区) 月の又域 日告はの考	

指定自立支援医療機関の指定

公

示

|十三号) 第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第百

第六十九条の規定により公示する。

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事

古

田

肈

精神通院医療に係るもの (病院又は診療所)

はしもと内科	クにしおクリニッ	名称
岐阜市岩地一の二の八	二七四中津川九六四の	所 在 地
内科・心療	内神脳神経 科経 外科 ・	る療主 療 を担 接 当 接 と り き り き り き り き り き り き り き り も り も り も
精神通院	精神通院	医療の種類 自 立 支 援
臺平 ⇒ 成 一	壹平 壹 □	年指 月 日定

(薬局)

店プラス薬局	名
F C 芥 見	称
号一大見南山二	所
南山	在
丁目八番一九	地
精神通院	医療の種類 自 立 支 援
臺平 □ 成	年指 月 日定

澤田調剤薬局	下磯調剤薬局	アオイ薬局 三宅店	アオイ薬局 七宗店	バイパス調剤薬局	阜店 名鉄岐
土岐市妻木町一四一九の一	揖斐郡大野町大字下磯四九九	番地羽島郡岐南町三宅一丁目一七四	一加茂郡七宗町上麻生二一六一の	一 大垣市中野町五丁目四二一番地	岐阜市神田町九丁目一〇番地
精神通院	精神通院	精神通院	精神通院	精神通院	精神通院
臺平 戸	臺平 ⇒ 成 一	量平 ⇒成 −	壹平 〒成 一	臺平 ⇒ 成	豪平 一 一

指定自立支援医療機関の変更届出

二十三号) 第六十四条の規定により次の指定自立支援医療機関から変更の届出があった ので、同法第六十九条の規定により公示する。 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百

平成二十五年十二月六日

岐阜県知事 古 田

精神通院医療に係るもの (指定訪問看護事業者等)

ションおり	名
看護ステー	称
大垣市赤坂新町	所
新町二六七	在
	地
精神通院	医療の種類自 立支援
╤平 成 ⊕	年変 月 日更

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示 **大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第四項の規定により大規模**

なお、その意見書は平成二十五年十二月六日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課

(803)

において縦覧に供する。

平成二十五年十二月六日

建物の名称及び所在地

意見の概要

意見なし (届出事項 変更)

各務原市那加萱場町三丁目八番地 イオンモー ル各務原

> 岐阜県知事 古 田